

2017.10.1

尼崎市自転車のまちづくり推進条例が施行されました。

初心にかえろう

赤信号では、止まります。
交差点では、左右を注意。
危ない時は、ゆっくりと…

乗り始めは、慎重でした。
今は…？

乗り始めの瞳が見てるかも。
ご協力をお願いします。

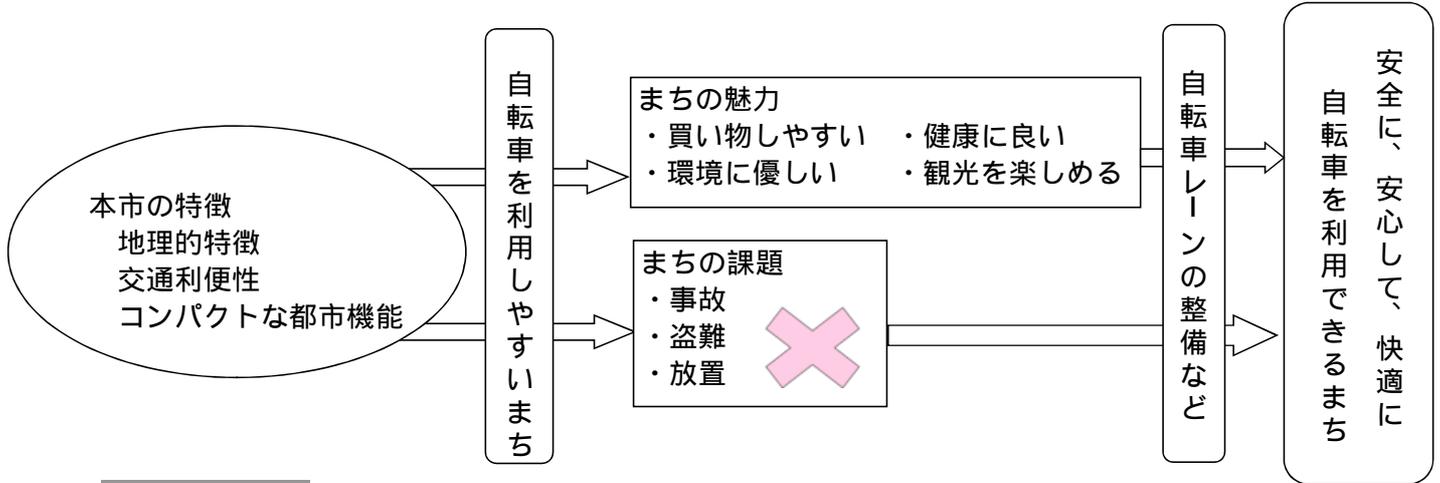
尼崎市危機管理安全局
危機管理安全部生活安全課
電話：06-6489-6502
ファックス：06-6489-6166
電子メール：ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市危機管理安全局
→



尼崎市自転車のまちづくり推進条例が10月1日に施行されました

本市では、自転車が身近な交通手段として利用されています。一方、自転車関係の事故や盗難、駅前の放置自転車の問題などが課題となる中、行政や市民、事業者等の取組により、状況は少しずつ改善されつつあります。その取組を、より効果的に進めるとともに自転車の利用をまちの魅力にするため、条例を制定し、平成29年10月1日に施行されました。



市の役割

- ・自転車に係る課題解決とともに、自転車を楽しんでいただくような魅力を創造するための計画を、有識者などの意見を聴きながら策定し、自転車のまちづくりを推進します。
- ・自転車を安全かつ快適に利用するための環境の整備を進めます。
- ・交通事故につながるような危険な自転車利用をした者等に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導を実施します。
- ・自転車の安全適正利用やメリットに関する情報などを収集し、市民や事業者の皆様へ発信します。

市民等の役割

身近な人とともに自転車の安全適正利用について理解を深め、主体的に取り組むとともに、また、市と一緒にあって自転車のまちづくりを推進していただきます。

事業者等の役割

事業者、学校や塾、スポーツクラブなどの教育事業者等、自転車小売業者等の皆さんには、従業員の皆さん（、はそれぞれ児童、生徒等やお客さんにも）への自転車の安全適正利用に関する啓発や、お客様等に迷惑駐輪をさせないような措置を講じていただきます。また、市と一緒にあって自転車のまちづくりを推進していただきます。

条例施行に伴い、交通違反者などは市から指導を受けます！

「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」の施行後は、

道路交通法等違反のおそれがある行為や迷惑駐輪をした自転車利用者

自転車関連犯罪（盗難等）に遭うおそれがある自転車利用者

迷惑駐輪をした自転車利用者

自転車の安全運転を阻害する行為をした自動車ドライバー

従業員への啓発責務を果たさない事業者、教育事業者、自転車小売業者等

児童等への啓発責務を果たさない教育事業者
顧客への啓発責務を果たさない自転車小売業者等

迷惑駐輪防止措置を講じない事業者、教育事業者、自転車小売業者等

は、市より指導を受けることになります。

及びについては、市より指導を受けるとともに、指導カードが手渡されます。

➡➡ 指導対象になる交通違反

無灯火



傘差し



車道逆走



遮断踏切内侵入



携帯のながら運転



一時停止不停止



信号無視



等